

住居は自主的避難等対象区域（いわき市）にあったものの、仕事の事情により平成23年2月末から帰還困難区域（大熊町）所在の民宿に宿泊しており、原発事故がなければ平成23年3月11日以降も当該民宿に継続して宿泊することを予定していた申立人について、帰還困難区域からの過酷な避難を強いられたことを考慮して一時金として10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるとともに、放射線被曝の影響を把握するための検査の際に支出した交通費及び中間指針第五次追補第3記載の自主的避難等に係る損害の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と、被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 【損害項目】

平成23年分

- 1 精神的損害、生活費増加費用及び移動費用（自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3））  
（平成23年3月11日～同年12月31日）

金20万円

- 2 日常生活阻害慰謝料（一時金）

金10万円

- 3 検査費用（移動費用）

金2万8000円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として金32万8000円の支払い義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、中間指針追補及び被申立人の平成24年12月5日付プレスリリースに基づく精神的損害、生活費増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用として、金12万円を支払済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を

相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年8月1日

（仲介委員 市川 太）